

# 【チキラボセミナー】 伊藤詩織さんへの誹謗中傷件数推移に ついてと「いいね」裁判の意味 文字起こし

2022年3月25日オンラインにて開催  
一般社団法人社会調査支援機構チキラボ

皆さん、こんばんは。「社会調査支援機構チキラボ」代表の荻上チキです。今日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ニュースで既にご存じの方も多いかと思いますが、ジャーナリストの伊藤詩織さんが起こした訴訟のうち、国会議員の杉田水脈氏に対して起こした「いいね」を巡る訴訟について、判決が出ました。この判決の意味については、さまざまな弁護士の方が解説されています。

ただ、さまざまなリアクションなどを見ると、今回の係争の勘所というものが、なかなか共有されていないと感じています。この際の「勘所」というのは、法的な面とはまた別に、社会通念をめぐる面というのがあります。法的な部分は弁護士の方にお任せするとして、私の方からは、調査で見えてきた、社会通念をめぐるポイントについて説明していきたいと思います。

チキラボでは、伊藤さんからの依頼を受け、伊藤さんに対するウェブ上の誹謗中傷について調査してきました。その上で、そもそも「いいね」というのが一体どのようなリアクションに当たるのかというようなこと、それについて社会通念上、多くの人たちはどのように考えているのかというようなことを調べました。

これからお話しをさせていただく中身は、大きく分けて2つあります。最初に、「いいね」に関する調査のパート。それからもう一つは、伊藤さんが起こしたさまざまなアクションが、一体どのような社会的インパクトを持つような出来事だったのかということ进行分析するパートです。

## 【いいね裁判とは何か】

では早速、今回の「いいね」訴訟について。既に皆さんご承知のとおり、今回の訴訟対象となっていたのは、国会議員の杉田水脈議員です。

これまでも例えば伊藤さんに対する誹謗（ひぼう）中傷のイラストを投稿するような方、流言を含む誹謗中傷のツイートを投稿するような方、そして問題あるツイートを拡散（リツイート）をする方に対する訴訟提起というのが行われてきたわけです。それらの行為などについては、名誉毀損（きそん）というものが認定されました。

一方で今回の「いいね訴訟」というのは、杉田水脈議員が100件以上行ってきた「いいね」のうち、幾つかをピックアップをしたうえで、その行為の妥当性を問うものです。法的には「名誉感情の侵害」という論点で提起されていました。

「名誉毀損」であれば、社会的な地位を貶めるような発言などに対して、違法性が問われることとなります。「名誉感情侵害」の場合ですと、社会通念上、許される限度を超えた侮辱か否かが問われることとなります。単純化すると、「それは許されない範囲の言動だよ、そんなことされたら被害者の人格が傷付くよね」と、社会一般的に思われるような範囲かどうか重要となります。

今回は、ただ「いいねを押されて傷ついた」ということだけを論点にしているわけではありません。杉田水脈議員という、公的な立場にある国会議員が、自身が10万人以上のフォロワー数を持つTwitter上で、個人に対する誹謗中傷ツイートを複数「いいね」をし、閲覧可能な状態にしていた。そうした行為が社会通念上許されるのか。通常は、受忍限度を超えて他者を深く傷つけるような行為ではないか。その部分を議論しましょうというものです。繰り返しになりますが、ただ「いいねをしただけ」の裁判ではない、というのは、重要な点です。

では、そもそも「いいね」とは何か。このことを確定していかななくてはなりません。

Twitterの公式的な定義によると、「いいね」というのは「小さなハートマークが表示され、ツイートに対する好意的な気持ちを示すため」のサービスとなっています。つまり、サービスの提供者側としては、「いいね」というのは単なるブックマークではなくて、共感性や好意を示すものなのだというような位置付けだということですね。実際、杉田議員が「いいね」をしたタイミングでは、Twitterにはブックマーク機能が、「いいね」とは別に存在していました。

ただ当然ながら、「いいね」の使い方というのは人それぞれになるわけです。また「いいね」の受け止め方というのも人それぞれになるわけです。さらには今のTwitterの仕様上「いいね」というのは「弱めのリツイート」のような効果も持つわけですが、他人の「いいね」がどの程度見られるものなのかも重要です。

そこで、人々が「いいね」をどのようなものと理解しているのか。他人の「いいね」というものをどれぐらいの頻度で見るとか。あるいはその他人の「いいね」というものに対してどういう信頼性を持つのか。その辺りを明らかにする調査を行いました。

## 【社会通念上、「いいね」とは何か】

そこでラボのほうではオンラインの量的調査を行い、Twitter利用者をスクリーニングした上で、普段「いいね」というものがどのような意味付けをされているのか、調べました。人口割り付けなどを行いながら、なるべく「一般のユーザーは、Twitterの<いいね>を、こう考えている」と言えるように工夫をしました。その結果、幾つかのポイントというのが分かりました。

まずは、フォローしてるアカウントの「いいね」の、「受動的閲覧頻度」についてです。どうということかといいますと、Twitterで誰かのアカウントをフォローしている。そのアカウントが何かに対して「いいね」を押した。その「いいね」が自分のタイムラインに流れてくる。その頻度がどれぐらいか、ということです。

つまり相手のアカウントの「いいね」欄を見に行くのではなくて、自分のタイムラインだけを見ていて誰かの「いいね」を見るタイミングってというのはどれぐらいの頻度ですかということを尋ねたものです。図を見ればわかるように、多くの人がそれなりの頻度で、自分のTL上で他人の「いいね」を見るようです。

続いて、「能動的閲覧度」も見てみました。これは、他の人のアカウントのプロフィール画面に行って、「いいね」一覧を確認していくことを指しています。やはり、これもそれなりの程度で、人々は他人の「いいね」を見ていくんだということが分かるわけです。

ここで次のようなことが確定できます。例えば杉田議員のように、10万を超える数多くのフォロワーを抱えているような方であれば、その人の「いいね」行為もまた、相当の人にみられるということですね。

ではそもそも人々はこういったときに「いいね」をするのでしょうか。一般的なユーザーについて、自分が「いいね」をするときはどういう時なのか、また、他人の「いいね」をどう理解するのか、それぞれを聞きました。

自分が「いいね」をするときというのは面白いと思ったときに62.7%、共感をしたときに55.9

%、情報の重要性を感じたときが43.3%などでした。他方で、その投稿を後から読み返したいときにブックマーク的に使う方というのは22.6%。つまり、最もメジャーな使われ方は、やはり「好意を示す」使い方であるということが分かりました。

では、他人が押す「いいね」について、人々はどう解釈をするのか。これもやはり、好意を表すアクションなのだということがわかりました。多くの人たちは、「なるほどこの人は、ブックマークしたいと思っていいねしたんだな」とは、あまり解釈しないというような傾向が分かったわけです。

こうしてみると、すなわち「いいね」というのは、私はこのツイートに好意を示しているという、社会的なメッセージとして機能しているということになります。

さらに、他人が「いいね」したツイートに対して、人々がどの程度、信頼性を持つのかということについても調べました。一番信頼される「いいね」とは、「信頼しているアカウントによるいいね」であるということです。では、そのアカウントの信頼性とは何でしょうかとなりますね。それも調べています。

「認証バッジが付いている」「実名である」「公的な立場や職業の人物である」「著名である」「プロフィール欄に所属が書かれている」。こうした要素は、そのアカウントの信頼性を高めることがわかりました。それは、この条件を満たすアカウントのいいねほど、信頼されやすいということでもあります。

## 【杉田水脈議員の「いいね」は、二次加害ではないか】

ここまで駆け足で説明してきましたけれども、簡単に振り返りましょう。

- 「いいね」とは、他人のツイートに対して、好意を表明する社会的な表現である
- Twitterユーザーの多くは、他のユーザーが「いいね」した投稿をしばしば閲覧する
- 「信頼されるアカウント」の「いいね」は、強い訴求力を持つ

その上で、今回の場合はどうだったか。杉田水脈さんの場合、非常に多くのフォロワー数を持っています。そして杉田氏は、同じ趣旨のような内容のツイートにいいねをしています。この場合の「同じ趣旨」というのは、伊藤さんを批判する内容のツイートを連続的に「いいね」をしており、伊藤さんを擁護するようなツイートに対しては、決して連続的に「いいね」をしないということです。

つまり特定方向の言論群に対して、「いいね」を押し続けたというのが、杉田さんのアクションでした。具体的には、伊藤氏に対して、「ハニートラップ」「嘘つき」「売名」「枕営業」「慰安婦」といった言葉を使って攻撃するツイート群に対して、公に好意の表明を行ったわけです。杉田さん自身、ブログやBBCのインタビューなどで、伊藤さんの事件に言及していますが、その言及の方向性、つまりは伊藤さんに否定的な意見にマッチするような投稿に対して、意図的・連続的に「いいね」をしているということになるわけです。

杉田氏の場合は認証バッジが付いており、実名を使ってツイートをしています。所属先がプロフィールに書かれており、公的立場にいる著名人でもあります。すなわち、そのツイート主の信頼性を高めるとされる条件を、杉田さんはことごとく満たしているというようなこととなります。

つまり杉田氏の「いいね」というのは、ただ杉田氏個人が「いいね」を行ったってというような、プライベートなアクションだと解されるものではありません。信頼性の高いアカウントとされる公的な立場の人が、パブリックな場所で、特定のツイート群に対して「いいね」をした。そのように読まれるというのが一般的だということになるわけです。

ここで、仮定の論点をあらかじめ吟味していくことが必要なので、その辺りについてもまとめておきます。例えば、間違えて「いいね」を押すこともあるのだからそんなことまで問うのは問題だ、というような指摘があります。それはそのとおりだと思います。「いいね」を、間違えて

押すということは、実際にあり得るでしょう。

ただし杉田氏の場合、同じような趣旨の、伊藤さん個人をバッシングするような投稿を、100件を超える量を「いいね」をし続けており、今回は「誤タップ」ではなかろうということが強く推認できます。ですから本人も、「誤操作である」とは言っていません。

読み返すために保存をしたのだ、というふうに主張する可能性もありました。実際、杉田氏はそのような主張もしています。しかしながら、後から読み返すという手段は、「いいね」である必要性がありません。

杉田氏が「いいね」を押したタイミングでは、既にTwitterにはブックマーク機能というものが存在していました。また特定の言説を保存するのであれば、キャプチャーで自分のローカルフォルダーに保存することもできますし、URLを私的なメモに保存することも、クローズドなアカウントで保管するというのも、ローカルブックマーク機能などで保存することもできます。保存する方法というのはたくさんある中で、あえて「いいね」というようなボタンを押すことには、社会的な意味が付随することになります。

また、賛同の意図はなかったというようなことが主張される可能性もあります。「いいねやリツイートは賛同を意味しません」といったエクスキューズをつけている人も多数いますね。しかし今回の調査では、そもそも多くのユーザーは、「当人の意図にかかわらず、これは好意を表明するためのアクションなんだな」というふうに受け取ることになります。

ここまで説明してきて、「勘所」が伝わったと思います。一般的な「いいね」全部に法的責任が問われるべきであるとか、一回の「いいね」ですら賠償すべきだとか、そうしたことはこの裁判では提起されていません。

国会議員がパブリックな場所で、「枕営業」「ハニートラップ」などといった個人への誹謗中傷を含むツイート群に対して多数の「いいね」を送り、それを閲覧可能な状態にしておくというのは、さすがに社会通念上許される行為ではないのではないか。そのことを問うているわけです。「いいねは全て無罪であるべきだ」というのでないならば、やはり限度を超えた範囲がある。今回のようなケースは、その限度を超えているのではないか、という点が問われたわけです。

今回の判決については、「いいね」そのものが一般的には賛同を意味するものだっていうようなところまでは認定はされています。ただ、その「いいね」の濃度というか、どういう意味合いの行為なのかまではわからないのだ、という理屈で、伊藤さんの主張は却られました。「いいね」というのは、それを押すか押さないかの2択なので、押したからといってそれがどの程度の賛同を意味するのか分からない。そうした判決内容でした。私はあくまで、データ面での解説しかできません。法的な部分のアクションが今後どうなるのかについては専門家、弁護士の方々に聞いていただければと思います。

ただここで広く知られるべきなのは、パブリックな場所で何かに「いいね」をすることは、他人を傷付ける可能性もある社会的な行為であるということです。考えてみればわかるのですが、性暴力被害を受けたと社会に告発をした人に対し、国会議員がウェブ上で、罵倒的なツイートに「いいね」をしまくれば、それは当然ながら、二次加害として機能するでしょう。

今回の「いいね」の訴訟というのは、「いいね」そのものの拡散性、つまり「いいね」がどれぐらい広がって、どれぐらい影響力を持つのかという点については、そこまで論点にはなっていません。ただ私見を述べれば、これまでリツイート行為が、ひとつの「表現行為」と認定されたように、「いいね」もまた、新たな読者に誰かの罵倒を広げ、そこに好意的評価を付与するという、パワーを持つ行為になるわけです。今回の判決は、リツイートはアウトでいいねはセーフ、といったようなことを意味するものではありません。そしてその判断もまた、社会通念の変化とともに、変わっていくのだと思います。

## 【伊藤さんに対するソーシャルリアクションの推移】

さて「いいね」を巡る論点についてはここまでいろいろと整理をしてきました。ここからは、伊藤さんのアクションに対するリアクションがどう変化をしていったのかをお話します。今回は、調査期間の問題から、Twitterに限定してお話しします。

伊藤さんに関連するツイートというのは2020年の2月時点で20万件を超えていました。現在はさらにそれから増えているでしょう。そうしたそのツイート群を収集し、リアクションを類型化、その推移を追いました。

もちろん、5年分のデータを、全て確認するのは困難です。そこで、「記者会見」「判決」「記事化」など、具体的なイベントがあったタイミングをピックアップし、分析データを絞りました。対象期間となるデータは12万ツイート。そのうち、9,000件をランダムで抽出をし、それらを全て目視で確認のうえ、分析をしました。

なぜ辞書分類ではなくて目視分類なのか。それには理由があります。今回よく使われた、「枕営業」「ハニートラップ」という罵倒語があります。これらが登場すれば誹謗中傷である、あるいはネガティブな投稿だと定義して自動分類するという、「辞書分類」も確かに可能です。

しかし、伊藤さんの裁判が進んでいく過程の中で、「あの時の言論はひどかったよね、枕営業なんて言葉を使う人もたくさんいて、信じられなかった」というような投稿も増えてきます。これを自動分類すると、ネガティブな投稿に位置付けられてしまいそうですが、文脈的にはむしろ、伊藤さんへの擁護ということになるでしょう。そうした可能性も含めたコーディングをするのはまた手間なので、今回は「サンプル目視分類」という格好で調査をしました。

で、そのサンプルの目視調査をした際の分類、「擁護応援」「ネガティブな記事の添付」「ポジティブな記事の添付」「フラットな記事の添付」「誹謗中傷」「ネガティブな評価」などです。「ネガティブ」は、伊藤さんに批判的なスタンスで投稿されたものですが、「誹謗中傷」というのはそこに「ハニートラップ」「枕営業」などの罵倒語や攻撃的な強い文言を含んだものです。

このうち、「ネガティブ」「擁護」「誹謗中傷」を時系列でプロットしてみると、時期ごとの変化が見えてきます。まずインパクトがあったのは、初期データです。最初、伊藤さんがこの問題提起をした時というのは、ネガティブな投稿が8割を占めていました。そのような社会状況の中から出発した問題であったということになります。

それが、出版活動や記者会見などを重ねるにつれて、言論のバランスの変化がみられます。「擁護応援」が、2割から3割の、一定の範囲内で推移するような状況になりました。他方でネガティブな反応というものは1割から2割程度の推移です。また、誹謗中傷というのは、常に数%の範囲内で推移をするというような格好になっています。

ただしこの誹謗中傷の範囲は、それなりの変化もみられます。伊藤さんのアクションを、3つの時期に区分をしてみます。①最初の問題提起から山口氏との裁判の判決が出る前の時期。②山口氏との一番判決が出てから、ウェブ上の名誉毀損裁判をはじめた時期。そして③さまざまな裁判の判決が出て以降の時期です。

①の時期の名誉毀損的な書き込みの出現頻度というのは0.8%から9.1%。その出現率の平均を取ると4%程度で推移となります。②の時期では、名誉毀損的な書き込みの頻度は1.1%から5.8%。出現率平均2.6%程度ということで、若干の減少が見られます。そして③の時期では、ウェブ上の名誉毀損の違法性が確定していった時期ですが、このタイミング以降は名誉毀損的な書き込みの出現頻度が0.3%から2.2%で、出現率平均を見ると1.2%程度となっていました。

①の時期のデータは、これでも過少になっている可能性もあります。というのも、伊藤さんの裁判の第一審で勝訴ということが報じられたタイミングの前後から、それまで積極的に伊藤さんを攻撃するようなTwitterのアカウントなどが凍結されていたり、投稿を削除したりしていたためです。それが明らかに変わって行った。

とはいえ、1.2%という数字は、それでも少なくはないでしょう。数百件の誹謗中傷が相変わらず存在するという事は、個人にとって大きな脅威です。

ここからは私見ですが、ネットなども含めて、この社会にはいろいろな集団規範というものがあります。その規範の中には、「攻撃抑制規範」すなわち、他人に対する攻撃は控えるべきだ、というものがああります。一方で、こうした攻撃が緩んでしまう場面がいくつかあります。

匿名で報復可能性がないというのも、そのうちの一つですが、他にも条件があります。例えば、誰かをすでに攻撃していて、それが咎められていない時などです。攻撃放置が続いているような状況だと、攻撃抑制規範は弱まってしまいます。

ネット空間の中で、あるプラットフォームは治安が悪いが、あるプラットフォームでは平穏である、ということはありません。人は、どこのサイトに書き込むかで、投稿内容を変化させたりもします。みんなが悪口を書くような場所だと、自分も口が悪くなるというような経験は、多くの人にあるでしょう。

そんな中でも、攻撃抑制規範を回復する手段というものがあります。その手段の一つに、「第三者の介入」と呼ばれるものです。いじめやハラスメントなど、さまざまな攻撃においても、「第三者の介入」は効果を持つとされています。そして「第三者の介入」には、上司や教員といった存在だけでなく、司法やプラットフォームの介入も重要です。

残念ながら、日本のTwitterですと、さまざまな通報への対応に消極的です。なおかつ問題なのは、「他人のツイートのこういった文言が実際にアウトだったのか」ということを、社会的に学習する機会がないことです。

私も普段から、いろんなツイートを通報してきました。それが数カ月後に、「問題でしたので対応しました」という返答が来るんですけど、その時点では、通報した自分ですら、どの書き込みに通報して、何が問題だと判断されたのかわからなくなっている。

個別のツイートを晒せとは言いません。ただ、せめて各プラットフォームが、年次報告のような形で、「今年はこれだけの件数を削除しました」「こういうサンプルの投稿は、こういう対応がなされます」という線引きを示してくれば、また状況も変わりうるでしょう。

今回は伊藤さんの発信のみならず、司法による「第三者の介入」もまた、攻撃抑制を高めたと考えられます。今後はプラットフォームが、どのような場所作りを行うのかも、社会的に吟味される必要があるでしょう。

最後に、今回の伊藤詩織さんの抱える訴訟は、皆さんからのご支援によって成り立っています。ウェブサイトからドネーションを行うこと、寄付を行うことも、そしてメッセージを送るということもできます。伊藤さんの支援の仕方については伊藤詩織さんの民事裁判を支える会のウェブサイトをご覧ください。

チキラボもまた、さまざまな調査と発信を通じて、社会問題に回答し続けています。チキラボもさまざまな皆さんの支えによって成り立っているのも、もしこういったような活動を頑張って欲しいと思っていただけたら、ラボへのご寄付もお願いしたいと思います。

(質疑応答は割愛)

**【伊藤詩織さんの民事裁判を支える会へのご寄付はこちらへお願いいたします】**

▶振り込み

ゆうちょ銀行 支店：〇一九（ゼロイチキユウ）  
預金種目：当座  
口座番号：0451715 振込先：エフティダブルエス

▶振替口座

振替口座：00140-5-451715  
口座名称：FTWS(エフティダブルエス)

▶クレジットカード

ウェブサイトからクレジット決済をご利用頂けます  
<https://www.opentheblackbox.jp/>

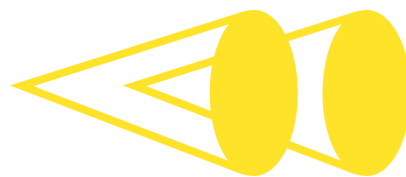
※お振込後にinfo@ftwshiori.comにご連絡いただくと、支える会より今後の支援活動の報告等のメールが届きます

**【チキラボへのご寄付はこちらへお願いいたします】**

チキラボの調査×広報の活動は、みなさまからのご寄付により支えられています。  
社会をよりよくするための【調査×PR】の活動へ、みなさまのご支援をお待ちしております。

詳しくはチキラボWEBサイトをご確認ください。

<https://www.sra-chiki-lab.com/>



社会調査支援機構 チキラボ